

【よくあるご質問】

Q 申請方法について教えてください。

A 申請書に必要事項を記入の上、「学校給食提供停止（一部・一時）決定通知書の写し」を添えてさくら市学校教育課までご提出をお願いします。提出期限は、毎年度3月31日までとなります。

例) 4月1日から翌年3月31日まで給食の提供を停止している場合…3月1日から末日までに提出してください。

例) 4月1日から9月15日まで給食の提供を停止している場合…9月1日から翌年3月31日までに提出してください。

※年度の途中で転出する等といった場合は、転出日の前日までに提出してください。

Q 一枚の申請書できょうだい分をまとめて申請することはできますか。

A お一人につき、一枚ずつ申請書を提出してください。

Q 補助金額の算定方法について教えてください。

A 「学校給食提供停止（一部・一時）決定通知書」に記載のある期間（月数）に給食費月額を乗じた額を交付します。8月は夏休みのため対象月数には含まれません。また、日割りは行いません。

例) 4月1日から9月30日までの場合…給食費月額×5か月（8月を除く）

例) 4月15日から9月30日までの場合…給食費月額×4か月（8月を除く）

※月の途中から給食の提供を停止した場合は、翌月分から補助対象期間に加えます。この場合、5月・6月・7月・9月分が補助対象となります。

例) 4月1日から9月15日までの場合…給食費月額×5か月（8月を除く）

※月の途中まで給食の提供を停止した場合は、最終停止日の月分までを補助対象期間に加えます。この場合、4月・5月・6月・7月・9月分が補助対象となります。

Q 給食の提供を受けていますが、牛乳の提供は受けていません。対象になりますか。

A 給食の提供を一部でも受けている場合は、対象外となります。

Q 給食で食べられないものが多いので、食べられるものだけを食べて、補食を持参しています。対象になりますか。

A 給食の提供を一部でも受けている場合は、対象外となります。

Q アレルギー代替食の提供を受けています。対象になりますか。

A 給食の提供を受けている場合は、対象外となります。

Q さくら市に住所があり、市外の学校へ通っています。対象になりますか。

A さくら市立の小中学校に在籍していない場合は、対象外となります。

Q さくら市に住所がなく、さくら市立の小中学校に通っています。対象になりますか。

A さくら市に住所がない場合は、対象外となります。

Q 「国又は地方公共団体から学校給食費に係る他の補助金などの交付を受けていないこと」とはどういう意味ですか。

A さくら市以外から同様の補助金等の交付を受けていないことを指します。

Q 生活保護・就学援助・就学奨励の認定を受けている児童生徒は対象となりますか。

A 対象となります。

Q 振込口座を子どもの口座にしたいです。

A 補助金は申請者（申請保護者）に支払うこととなっています。申請者の口座でお願いします。

Q 振込口座の銀行に指定はありますか。

A 指定はありません。